

平成27年第1回三重県議会定例会

予算決算常任委員会 教育警察分科会資料

付託議案審査

- 議案第4号「平成27年度三重県一般会計予算」……………1頁

- 議案第73号「平成26年度三重県一般会計補正予算(第10号)」
……………12頁

- 議案第35号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」
……………13頁

平成27年3月

警察本部

議案第4号「平成27年度三重県一般会計予算」(警察本部関係)

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数は減少傾向で推移するなど、指数的には一定の改善が見られるものの、県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪が後を絶たず、また、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいストーカー事案や配偶者暴力事案、特殊詐欺による被害が深刻化しております。

さらには、社会問題化する危険ドラッグやインターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪などの脅威の出現が、治安上の新たな課題となっております。

一方、交通情勢については、人身事故発生件数の減少傾向が定着しつつあるものの、交通事故死者数が大幅に増加していることに加え、飲酒運転が絡む交通事故が後を絶たないなど、憂慮すべき状況にあります。

こうした情勢の中で、県民の安全・安心を確保していくためには、地域社会との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいく必要があることから、平成27年三重県警察運営の重点目標の「執務の基本方針」を

『「県民と共に築く安全で安心な三重」の実現～強く・正しく・温かく～」

とし、「執行の重点」を

- 犯罪の抑止対策の推進と検挙の徹底
- 子供・女性を守る取組と少年健全育成対策の推進
- 交通死亡事故等抑止対策の推進
- 大規模災害等緊急事態に備えた対策の推進とテロの未然防止
- 暴力団等犯罪組織の壊滅と薬物対策の推進
- サイバー空間の安全確保に向けた総合対策の推進
- 犯罪被害者等支援の推進と相談等への迅速・確実な組織対応

とし、三重県の治安維持に取り組んでまいります。

平成27年度当初予算は、これらの治安維持活動に必要な予算を編成したところであり、これにより、「県民の安全・安心」を確保し、三重県の治安水準の一層の向上に努めてまいります。

2 平成27年度施策別予算

【単位：千円】

平成27年度当初予算 みえ県民カビジョン施策別一覧

施策名	H27当初(A)	H26当初(B)	増減(A-B)
111 防災・減災対策の推進	359,081	35,770	323,311
11102 災害対応力の充実・強化	48,812	10,402	38,410
11104 迅速な対応に向けた防災情報の共有化	310,269	25,368	284,901
131 犯罪に強いまちづくり	3,845,898	4,024,293	▲ 178,395
13101 みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進	86,821	91,141	▲ 4,320
13102 犯罪の徹底検挙と抑止のための活動強化	421,677	469,399	▲ 47,722
13103 組織犯罪対策の推進	43,514	17,318	26,196
13104 犯罪被害者等支援対策の充実	45,485	45,738	▲ 253
13105 県民の安全を守る活動基盤の整備	3,248,401	3,400,697	▲ 152,296
132 交通安全のまちづくり	2,408,048	2,650,861	▲ 242,813
13201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	1,099,140	1,306,738	▲ 207,598
13202 安全で快適な交通環境の整備	1,179,258	1,200,622	▲ 21,364
13203 交通秩序の維持	129,650	143,501	▲ 13,851
その他(人件費等)	30,203,563	30,257,985	▲ 54,422
合計	36,816,590	36,968,909	▲ 152,319

3 特定政策課題枠

事業名	平成27年度当初予算
(新)子ども・女性の安全確保推進事業	13,227千円
(新)ストーカー・DV被害者等保護対策事業	4,366千円
(新)インターネットバンキング不正送金事犯対策事業	3,543千円
(新)危険ドラッグ緊急対策事業	27,746千円

4 選択・集中プログラム

(1) 緊急課題解決プロジェクト (緊急課題解決1「命を守る緊急減災プロジェクト」)

事業名	平成27年度当初予算
地域を支える警察活動強化事業	2,393千円

(2) 新しい豊かさ協創プロジェクト (新しい豊かさ協創5「県民力を高める絆づくり協創プロジェクト」)

事業名	平成27年度当初予算
みんなで進める犯罪に強いまちづくり推進事業	593千円
犯罪被害者等支援対策の充実事業	1,334千円

5 主要事業

政策名、施策名及び事業の内容	担当課
<p>《政策名：危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～》</p> <p>〈施策名：(111)防災・減災対策の推進〉</p> <p>1 地域を支える警察活動強化事業【緊急課題解決1】 2,393千円 【(11102)災害対応力の充実・強化】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 地域住民の安全・安心の拠り所として重要な防災拠点である交番・駐在所の機能強化を進めます。</p> <p>2 沿岸幹部交番の防災拠点化構想事業 40,000千円 【(11102)災害対応力の充実・強化】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費) 太平洋沿岸地域における防災活動、治安維持活動の拠点となる幹部交番の災害対処能力を向上させるための建て替え整備を進めます。</p> <p>3 ヘリコプター運用・維持費 296,269千円 【(11104)迅速な対応に向けた防災情報の共有化】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 3 装備費) 大規模災害や山岳遭難発生時の救出救助活動、事件・事故発生時の情報収集活動に必要なヘリコプターテレビシステムの更新整備等を進めます。</p>	<p>警備第二課</p> <p>地域課</p> <p>地域課</p>
<p>《政策名：暮らしを守る～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～》</p> <p>〈施策名：(131)犯罪に強いまちづくり〉</p> <p>1 チャイルドガーディアンみえ推進事業 21,681千円 【(13101)みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 犯罪被害から子どもを守るため、警察と学校、関係機関・団体との連携を強化し、統一的な活動を促進する「チャイルドガーディアン」を警察署等に配置し、不審者情報等の周知、合同パトロール、見守り活動等の一層の充実を図ります。</p>	<p>少年課</p>

<p>2 (新)子ども・女性の安全確保推進事業 13,227千円 【(13101)みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 子どもや女性が被害者となる性犯罪やその前兆事案である声掛け、つきまとい事案等の未然防止を図るための環境を整備します。</p>	<p>生活安全企画課</p>
<p>3 (新)ストーカー・DV被害者等保護対策事業 4,366千円 【(13101)みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) ストーカー・DV事案の中には、生命・身体に被害が及ぶ危険性・切迫性の高い事案が発生していることから、被害者等の安全確保や加害者の検挙措置を講じ、被害の未然防止・拡大防止を図ります。</p>	<p>生活安全企画課</p>
<p>4 みんなで進める犯罪に強いまちづくり推進事業【新しい豊かさ協創5】 593千円 【(13101)みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 地域における少年の非行防止活動の核となる人材を育成するとともに、さまざまな主体による少年の非行防止活動を拡大するため、大学生ボランティアによる非行少年の立ち直り支援活動等を推進します。</p>	<p>少年課</p>
<p>5 (新)インターネットバンキング不正送金事犯対策事業 3,543千円 【(13101)みんなで進める犯罪に強いまちづくりの推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 急増するインターネットバンキング不正送金事犯に対処するため、警察と最新の知見を有する民間企業が一体となって、サービスを提供する金融機関とサービスを楽しむエンドユーザーに対する効果的・統一的な対策を行い、県民の財産を守ります。</p>	<p>サイバー犯罪対策課</p>
<p>6 (新)危険ドラッグ緊急対策事業 27,746千円 【(13103)組織犯罪対策の推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 2 刑事警察費) 危険ドラッグの根絶を図るため、関係機関と連携し、各種法令を駆使した取締りの強化や危険ドラッグの危険性についての啓発を強化します。</p>	<p>組織犯罪対策課</p>

<p>7 犯罪被害者等支援対策の充実事業【新しい豊かさ協創5】 1,334千円 【(13104)犯罪被害者等支援対策の充実】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 2 警察本部費) 次代を担う若者が、犯罪被害者支援に対する理解を深め、支援活動への参加が促進されるよう、中学生、高校生及び大学生を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催するほか、多くの県民に犯罪被害者支援活動への参加を呼びかけるため、「犯罪被害者支援を考える集い」等の広報啓発を実施します。</p>	<p>広聴広報課</p>
<p>8 警察署庁舎整備事業 521,028千円 【(13105)県民の安全を守る活動基盤の整備】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費) 警察を取り巻く環境変化に対応できる警察署庁舎整備に取り組みます。</p>	<p>会計課</p>
<p>9 警察官駐在所等整備事業 27,553千円 【(13105)県民の安全を守る活動基盤の整備】 (第9款 警察費 第1項 警察管理費 4 警察施設費) 地域住民の安全・安心の拠り所であり、各種警察活動の拠点となる交番・駐在所の整備・充実を図ります。</p>	<p>地域課</p>
<p>〈施策名:(132)交通安全のまちづくり〉</p>	
<p>1 交通安全県民力向上事業 13,000千円 【(13201)交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費) 「交通安全アドバイザー」による交通安全教育及び広報啓発活動を推進し、交通事故抑止の原動力となる、交通安全に対する県民力を一層高めます。</p>	<p>交通企画課</p>
<p>2 くらしと環境を守る交通安全施設整備事業 131,822千円 【(13202)安全で快適な交通環境の整備】 (第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費) 信号機の設置要望箇所のうち、交通事故が多発しているなど必要性、緊急性の高い交差点に信号機を整備し、安全・安心で円滑な交通環境を確保します。</p>	<p>交通規制課</p>

<p>3 生活道路・通学路安全対策推進事業 40,442千円</p> <p style="text-align: center;">【(13202)安全で快適な交通環境の整備】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 4 交通安全施設整備費)</p> <p>生活道路及び通学路における児童、生徒をはじめとする歩行者、自転車の安全を確保し、安心して通行できる交通環境の整備を図ります。</p> <p>4 地域交通安全活動推進事業 2,314千円</p> <p style="text-align: center;">【(13203)交通秩序の維持】</p> <p>(第9款 警察費 第2項 警察活動費 3 交通指導取締費)</p> <p>交通安全諸活動のリーダーとして活躍する「地域交通安全活動推進委員」の活動を促進し、地域における交通モラルの向上を図ります。</p>	<p>交通規制課</p> <p>交通企画課</p>
--	--

子ども・女性の安全確保推進事業

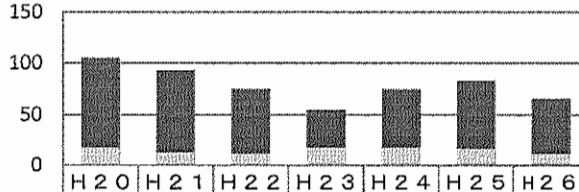
現状

刑法犯認知件数が減少傾向を維持する中、子どもや女性を対象とした犯罪等は深刻化

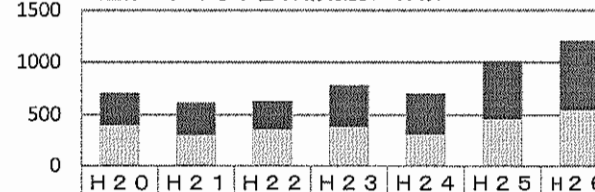
<三重県の状況>

- ・増加傾向にあった性犯罪事件認知件数は減少したものの、未だ高い水準で発生しており、予断を許さない状況
- ・「声掛け」「つきまとい」等の不審者情報は過去最多を記録し、深刻な状況
- ・これら犯罪は、夕方から夜間にかけて多く発生

三重県における性犯罪事件認知件数



三重県における不審者情報認知件数



全国で事件が続発…

《平成26年》

- ◆1月 北海道
女子学生が路上で刺傷
- ◆7月 岡山
小学5年生女兒連れ去り・監禁
- ◆9月 兵庫
小学1年生女兒連れ去り・殺害

《平成27年》

- ◆1月 大阪
小学1年生男児が路上で刺傷
- ◆1月 福岡
小学5年生女兒連れ去り・殺害
- ◆2月 和歌山
小学5年生が自宅近くで殺害

対策

チャイルドガーディアン活動、警察署協議会等を通じた地域住民の声・県議会からの意見

- ・パトロールや見守り活動の強化
- ・犯罪発生情報の提供や不審者情報の共有
- ・様々な主体の防犯活動への参加促進
- ・防犯カメラを始めとする治安インフラの整備促進

犯罪発生状況や地域住民の声を踏まえ、今後更にソフト・ハード両面での対策を推進!

○ ソフト対策

「チャイルドガーディアンみえ推進事業」、「自主防犯活動団体活性化推進事業」等の更なる強化・推進を図る。

○ ハード対策

県環境生活部において防犯カメラの設置に関するガイドラインを策定中であり、その動きに合わせ、自治体や民間企業等による防犯カメラの整備・促進を図る。

防犯カメラの設置主体

○ 設置状況

防犯カメラは、全国各地で設置される傾向にあり、その設置主体の多くは、市町等自治体、自治会、商店街、民間企業等

○ 基本的な考え方

主として警察が防犯カメラを整備するのは、不特定多数の人々が往来し、犯罪が多発する繁華街や歓楽街等

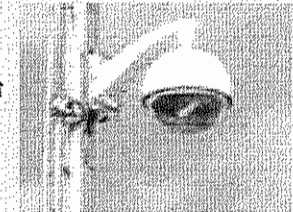
その他の地区・地域は、自治体、自治会、商店街、民間企業等による整備を促進

平成27年度当初予算額:13,227千円

街頭防犯カメラの整備

防犯カメラの効果を示し、今後、自治体・自治会等が自主的に設置するための「起爆剤」として、モデル的に整備

- ※ 犯罪発生状況を踏まえ、設置効果が見込める地区を選定



ストーカー・DV被害者等保護対策事業

平成27年度当初予算額：4,366千円

現状

【全国】

- 平成25年中のストーカー・配偶者暴力事案の認知件数は、法律の施行以降、最多を記録
- 未だ、生命に被害が及ぶ危険性・切迫性の高い事案が発生

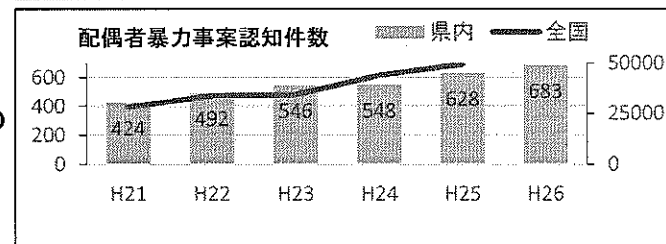
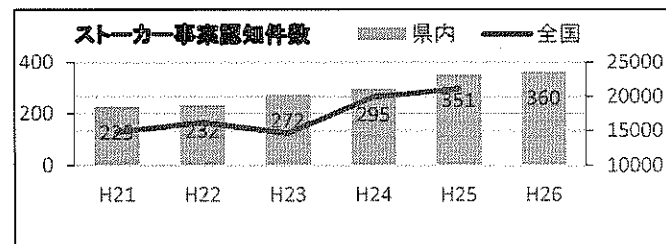
～最近の事例～

女性(23歳)が元交際相手の男性(28歳)により殺害される事件が発生

(平成26年9月 岩手県)

【三重県の現状】

- 平成26年中のストーカー事案の認知件数は、360件(前年比+9件)、配偶者暴力事案の認知件数は、683件(前年比+55件)で、いずれも過去最多を記録しており、深刻な状況



課題

被害者の安全確保

- ・被害者等の避難措置
- ・検挙による加害者の隔離 等

必要な対策

- 被害者等の一時避難措置のための費用を確保
- 加害者検挙のための違法行為の立証
- 被害者の現在地を早急に確認・対応

取組

被害者等の保護が最優先！

被害者一時避難等宿泊費の確保

- ☆ 被害の未然防止・拡大防止に有効



- ☆ 被害者等の経済的負担が軽減

警戒監視システムの整備

- ☆ 加害行為の立証に有効



- ☆ 被害者等の安心感が醸成

位置情報提供システム端末の整備

- ☆ 被害者等の位置情報を即時取得



- ☆ 迅速な現場臨場が可能

インターネットバンキング不正送金事犯対策事業

現状と課題

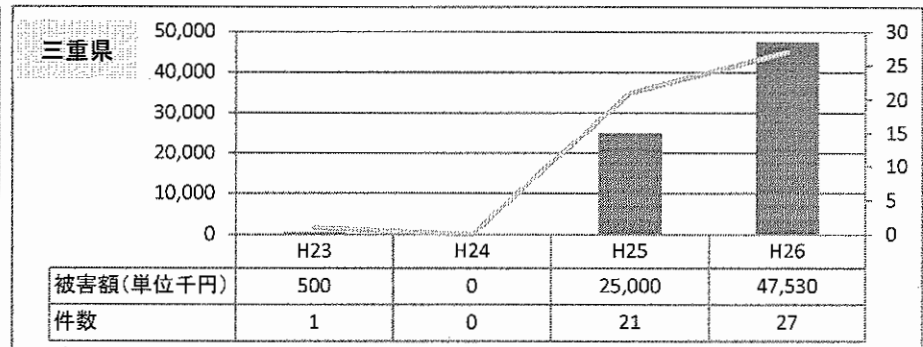
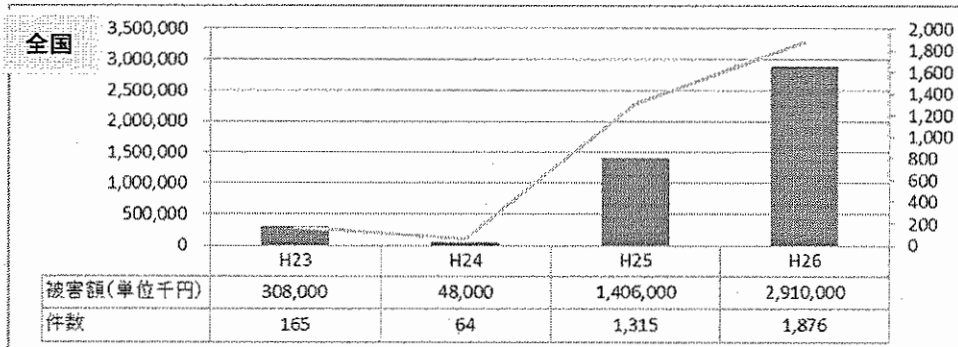
○ 急増する被害

全国では、平成23年に約3億800万円を記録した不正送金事犯の被害額は、平成24年には減少したものの、平成25年には被害が急増し、被害額は約14億600万円と大幅に増加した。平成26年に入っても増加傾向が続き、平成26年中の被害額は約29億1,000万円となり、昨年を大きく上回る被害額となっている。

本県においても同様に、被害が急増した平成25年を上回る被害件数、被害額となるなど深刻な状況にある。

○ 課題と対策

- ・ サービス提供者(金融機関)と享受者(エンドユーザー)が相応する対策が必要である。
- ・ 世代(20歳代~70歳代)や性別を問わないネットユーザーに対して危機感を醸成する。
- ・ 被害が個人口座から法人口座に拡大し、1件単位の被害額が増加している。(三重県における法人口座被害:平成25年0件 → 平成26年5件 被害額約3,100万円)



対策 1

金融機関対策

○システム対策、顧客対応を中心とした専門家による助言・指導

多くの県民が利用している県内に本店を置き、かつサイバー犯罪に対する共同対処協定を締結する金融機関(9機関)を対象として警察が保有する犯罪情勢と併せ、高度かつ最新の情報通信技術に関する知見を有する民間企業に、インターネットバンキングのシステムに対するソリューションや将来を見据えたリスク管理方策の策定を委託し、その成果を基に、金融機関に対し、効果的な指導・助言を行ない、金融機関が新たなセキュリティ対策を強化するとともに、当該金融機関をコア(核)としたネットバンキングユーザーに対する注意喚起及び被害拡大防止のための情報提供及び情報発信を行う。

対策 2

エンドユーザー対策

○個人口座被害対策

被害者は、ネットユーザー全般であり、県民の誰もが被害に遭う可能性がある。ウイルスの悪用や不正画面を表示する手口で知らない間にID等が抜き取られていることが多いことから「不正送金疑似体験用コンテンツ」を作成し、県民にその危険性とセキュリティ対策の必要性を訴え被害を食い止める必要がある。

○法人口座被害対策

被害が個人口座から法人口座に拡大しており、被害額も多額となっていることから、法人口座を開設する中小企業の団体(県内12商工会議所、5商工会連合会)を対象とした研修会を開催する。

対策 3

捜査資機材の整備

○ 膨大な捜査データ処理能力の向上

① ウイルス検索・駆除ツール

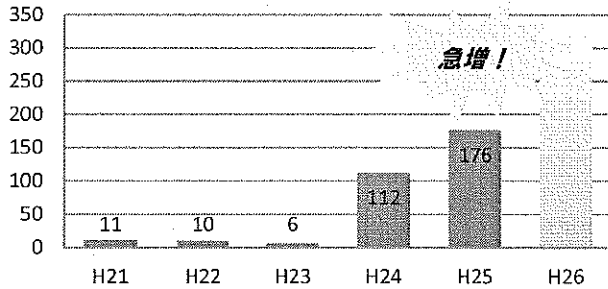
ウイルス感染の経過を明らかにするとともに、被害者のアクセス履歴を細かく分析

② 高性能スキャナー及びOCRソフト

プロバイダ等から提供をうける膨大なデータを迅速に処理

危険ドラッグ緊急対策事業

危険ドラッグに係る検挙人員(H26は見込)



特徴

平成26年上半年期の状況(全国)

- 前年同期比
 検挙人員 66人→145人(+79人 +120%)
 検挙件数 51件→128件(+77件 +151%)
- 検挙人員の95%が男性
- 検挙人員の80%が薬物事犯初犯者
- 検挙人員の平均年齢は34歳

三重県でも平成26年中6名を検挙
(対前年比+6名)

三重県警察危険ドラッグ対策本部の設置(H26. 8)

○危険ドラッグの実態把握

関係機関等との連携、サイバーパトロール等を行い、実効性のある対策に資するよう、危険ドラッグの販売・乱用等の実態把握に努める。

○危険性について啓発の強化

乱用者の特徴を踏まえ、危険性について啓発を強化する。薬物乱用防止教室や学校警察連絡協議会を通じた啓発や運転免許更新時を利用した啓発等を実施する。

○犯罪取締りの徹底

危険ドラッグを販売している可能性がある店舗等に対し積極的に指導・警告を行うとともに、乱用者に対する取締及び販売店舗等に対する突き上げ捜査を徹底する。

対策を進める上での課題

◆鑑定の迅速化

新たな薬物が次々に生成されており

- ◆鑑定資機材
- ◆指定薬物の判定に必要なデータベース
- ◆鑑定体制

を早期に整備充実させる必要がある。

指定薬物

H25. 4	849種
H26. 4	1,370種
H26. 9	1,414種
H27. 1	1,437種

◆立証のための記録化

危険ドラッグの影響により、正常な運転ができないおそれがある状態であることについて動画撮影等により記録化する必要がある。

<現状>

新たな危険ドラッグが次々と出現しており、これらを現場で識別する試薬や機器がなく、鑑定に時間を要し、捜査が長期化する要因となっている。現場において危険ドラッグか否かを識別する簡易鑑定装置や鑑定対象薬物と比較する標準品(サンプル)を生成する機材を整備することで、迅速な鑑定が可能となり、乱用者の社会からの早期隔離が可能となる。

また、薬物情報が多種多様にわたることから、データベース化を図り、鑑定が迅速に行えるようにする必要がある。

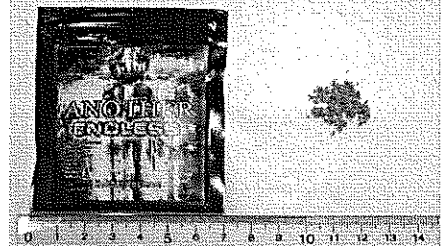
～鑑定に要する日数例～

- サンプルがある薬物・・・即日～2日程度
- サンプルがない薬物・・・平均1月程度～最長半年程度

危険ドラッグを使用した運転者による交通事故が後を絶たない中、危険ドラッグの使用が疑われる交通事故(物損事故)の運転者を道路交通法で検挙するためには、危険ドラッグの影響により「正常な運転ができないおそれがある状態」若しくは「正常な運転が困難な状態」であることについて、動画撮影等により記録化する必要がある。

平成27年度当初予算額：27,746千円

- 携帯型薬物特定装置の整備
- 危険ドラッグ標準品合成用機器の整備
- 鑑定資料電子化装置の整備
- 危険ドラッグ採証用ビデオカメラの整備
- 危険ドラッグ乱用防止広報啓発



生活道路・通学路安全対策推進事業

1 事業概要

通学路を含む住宅地域等の生活道路において、通学児童をはじめとする歩行者等の安全を確保するため、最高速度30キロメートル毎時のゾーン規制や横断歩道の整備とともに、道路管理者による路側帯の設置・拡幅、ハンプ設置等を並行して実施し、その区域内における交通安全対策を推進するもの。

2 対策内容

○ 公安委員会が行うもの

- ・ 最高速度毎時30キロの区域規制
- ・ 横断歩道、一時停止規制等
- ・ 周辺道路の円滑化対策
(信号サイクル調整等)
- ・ 「ゾーン30」標識の設置

「ゾーン30」標識



「ゾーン30」法定外標識



○ 道路管理者が行うもの

- ・ 「ゾーン30」法定外標識の設置
- ・ 物理的デバイスの設置
(例：ハンプ、車道狭さく、イメージハンプ等)
- ・ 外側線等による車道幅員の縮小
- ・ 中央線の抹消

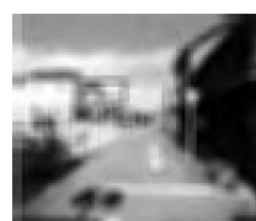
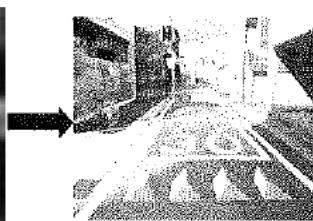


イメージハンプ



3 平成26年度末における整備状況

- 桑名市精義地区 (H25. 2)
- 四日市市東富田地区・橋北地区 (H26. 3)
- 松阪市松坂城地区 (H26. 8)
- 津市高茶屋地区 (H26. 10)
- 鈴鹿市庄野小学校地区 (H27. 2)
- 伊勢市小俣小学校地区 (H27. 3予定)

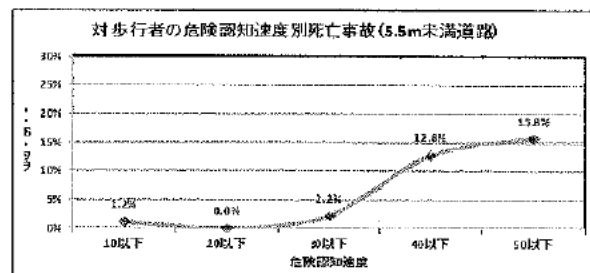


4 効果測定結果

- 交通量の減少
- 通行車両の速度抑制 等

5 平成27年度当初予算額

40,442千円



議案第73号 平成26年度三重県一般会計補正予算(第10号) 警察本部関係

歳出補正予算

(単位:千円)

項・目	補正前の額	補正額	補正後の予算額	主な増減内容
警察管理費	34,695,095	▲ 459,193	34,235,902	
公安委員会費	9,907	▲ 50	9,857	
警察本部費	32,470,258	▲ 424,529	32,045,729	給与費(▲422,754) 職員給料、退職手当等の再算定に伴う減額
装備費	429,274	▲ 151	429,123	
警察施設費	690,248	▲ 32,163	658,085	警察署庁舎整備費(▲17,860) 実施設計(造成)委託料の執行残等 県単警察施設整備費(▲14,303) 運転免許センター空調設備工事費の執行残等
運転免許費	1,028,919	▲ 1,716	1,027,203	
恩給及び退職年金費	66,489	▲ 584	65,905	
警察活動費	2,495,357	▲ 35,980	2,459,377	
一般警察活動費	293,586	▲ 399	293,187	
刑事警察費	796,016	▲ 13,969	782,047	刑事警察活動費(▲8,637) 捜査支援システム回線使用料の執行見込減等
交通指導取締費	340,129	▲ 4,089	336,040	
交通安全施設整備費	1,065,626	▲ 17,523	1,048,103	国補交通安全施設整備費(▲8,256) 交通信号機改良工事費の執行残等 県単交通安全施設整備費(▲13,533) 新設道路における信号機新設工事費の執行残等
警察費合計	37,190,452	▲ 495,173	36,695,279	

議案第35号 「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

道路交通法等の一部改正に鑑み、運転免許試験手数料等についての規定を整備する必要がある。

2 改正内容

(1) 改正条例第1条関係【運転免許試験手数料等の改定】

道路交通法施行令において規定されている運転免許等関係手数料の標準額については、地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう、原則として3年ごとにその金額について見直すこととする」とされている。

これにより、前回の改定（平成24年4月）から3年が経過し、運転免許試験手数料等の標準額が改定されたことに伴い、手数料条例で定める運転免許試験手数料等についても改定するもの。（別添参照）

(2) 改正条例第2条関係【自転車運転者講習手数料の新設】

道路交通法等の一部改正に伴い、都道府県公安委員会が行う「自転車の運転による交通の危険を防止するための講習」の規定が整備されたことにより、自転車運転者講習手数料を新設するもの。

種 別	手数料額
自転車運転者講習手数料	1時間につき1,900円

3 施行期日

- (1) 改正条例第1条関係は、平成27年4月1日から施行
- (2) 改正条例第2条関係は、平成27年6月1日から施行

別 添

運転免許試験手数料等一覧表

別表第7 (第8条関係)【改正部分】

単位 (円)

手 数 料 項 目		改正手数料	現行手数料	増減額	
運 転 免 許 試 験 手 数 料	大型自動車免許又は中型 自動車免許に係る試験	一般	4,400	4,600	-200
		一般 (貸車料含む)	7,400	7,700	-300
	普通自動車免許に係る試験	指定教卒業者	1,750	1,800	-50
		特定失効者及び特定取 消処分者	1,850	1,900	-50
		一般 (貸車料含む)	3,100	3,050	+50
	特定第一種運転免許 (大特、大二輪、普通二輪、又は牽 引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二 種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	一般	2,950	3,050	-100
		一般 (貸車料含む)	4,500	4,600	-100
	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係 る試験	特定失効者及び特定取 消処分者	1,850	1,900	-50
	大型・中型・普通自動車 第二種免許に係る試験	一般	4,550	4,600	-50
	仮運転免許に係る試験	一般	2,850	3,000	-150
		一般 (貸車料含む)	4,400	4,550	-150
	検査手数料	大型・中型仮免許	3,650	3,850	-200
大型・中型仮免許 (貸車料を含む)		6,650	6,950	-300	
普通仮免許		3,850	4,050	-200	
普通仮免許 (貸車料を含む)		4,750	4,900	-150	
審査手数料	審査	1,450	1,550	-100	
	審査 (貸車料を含む)	3,000	3,100	-100	
免許証再交付手数料	第一・第二種免許	3,500	3,600	-100	
技能検定員資格者証交付手数料		1,100	1,200	-100	
技能検定員審査手数料	大型・中型免許	23,450	23,500	-50	
	大型・中型・普通第二 種免許	21,700	21,850	-150	
教習指導員資格者証交付手数料		1,100	1,200	-100	
教習指導員審査手数料	大型・中型免許	14,950	15,000	-50	
	特定第一種免許	9,400	9,450	-50	
	大型・中型・普通第二 種免許	12,750	12,850	-100	

再試験手数料	普通免許 (貸車料を含む)	2,850	2,800	+50	
	大型・普通自二免許	1,750	1,700	+50	
	大型・普通自二免許 (貸車料を含む)	3,300	3,250	+50	
	原付免許	1,050	1,000	+50	
講 習 手 数 料	安全運転管理者等講習 (※)	750	700	+50	
	取消処分者講習 (※)	2,350	2,450	-100	
	停止処分者講習 (※)	2,100	2,200	-100	
	取得時講習 (※)	大型・中型免許	4,650	4,700	-50
		大型自二免許	4,100	4,150	-50
		普通自二免許	4,000	4,050	-50
	旅客車講習 (※)	3,100	3,150	-50	
	応急救護処置講習 (※)	1,300	1,250	+50	
	初心運転者講習 (※)	普通免許	2,050	2,100	-50
		大型自二免許	2,700	2,750	-50
		普通自二免許	2,550	2,600	-50
		原付免許	2,400	2,450	-50
	更新時講習	優良運転者講習	500	600	-100
		一般運転者講習	800	950	-150
		初回・違反運転者講習	1,350	1,500	-150
		特定失効	800	950	-150
	高齢者講習	小特以外の第一・第二 種免許(70歳から74歳まで)	5,600	5,800	-200
		小特以外の第一・第二 種免許(75歳以上)	5,200	5,350	-150
		小特のみ	2,250	2,350	-100
違反者講習	社会参加活動なし	13,200	13,350	-150	
	社会参加活動あり	9,050	9,200	-150	
通知手数料		900	850	+50	
チャレンジ講習手数料		2,650	2,750	-100	
特定任意講習手数料		1,350	1,500	-150	
特定任意高齢者講習手数料		1,500	1,400	+100	

(※) については1時間当たりの額

別表第8 (第8条第1項第17号関係)

単位 (円)

手数料	項目	改正手数料 (手数料の額から減ずる額)	現行手数料 (手数料の額から減ずる額)	増減額
①技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型・中型	4,000	4,150	-150
	普通	3,600	3,750	-150
	大型第二種等	4,250	4,450	-200
②自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型・中型	6,700	7,000	-300
	普通	6,100	6,400	-300
	特定第一種	2,100	2,200	-100
	大型第二種等	7,400	7,800	-400
③道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型・中型	2,450	2,100	+350
	普通	1,950	1,850	+100
	特定第一種	1,950	2,100	-150
④自動車教習所に関する法令についての知識	大型・中型	2,450	2,100	+350
	普通	1,950	1,850	+100
	特定第一種	1,950	2,100	-150
技能検定の実施に関する知識	大型・中型	2,000	2,250	-250
	普通	1,950	2,000	-50
	特定第一種	2,500	2,250	+250
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型・中型	1,750	1,850	-100
	普通	2,100	1,950	+150
	特定第一種	2,550	2,450	+100
	大型第二種等	3,700	3,150	+550
自動車運転代行業等に関する法令の知識		2,550	2,700	-150
①及び②のいずれをも免除される場合 (①及び②の合計額に加算される額)	大型・中型	2,800	2,950	-150
	普通	850	900	-50
	大型第二種等	3,100	3,050	+50
③及び④のいずれをも免除される場合 (③及び④の合計額に加算される額)	大型・中型	550	350	+200
	普通	350	200	+150

別表第9（第8条第1項第19号関係）

単位（円）

手数料項目		改正手数料 (手数料の額から減ずる額)	現行手数料 (手数料の額から減ずる額)	増減額
①教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型・中型	4,000	4,150	-150
	普通	3,600	3,750	-150
	大型第二種等	4,250	4,450	-200
②技能講習に必要な教習の技能	大型・中型	1,350	1,450	-100
	普通	1,250	1,400	-150
	特定第一種	1,300	1,500	-200
	大型第二種等	2,050	1,900	+150
学科教習に必要な教習の技能	大型・中型	1,250	1,350	-100
	普通	1,200	1,300	-100
	特定第一種	1,100	1,150	-50
③道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型・中型	1,550	1,450	+100
	普通	1,350	1,200	+150
	特定第一種	1,300	1,250	+50
④自動車教習所に関する法令についての知識	大型・中型	1,550	1,450	+100
	普通	1,350	1,200	+150
	特定第一種	1,300	1,250	+50
教習指導員として必要な教育についての知識	大型・中型	1,400	1,350	+50
	普通	1,300	1,150	+150
	特定第一種	1,200	1,150	+50
自動車運転代行業等に関する法令の知識		2,550	2,700	-150
①及び②のいずれをも免除される場合（①及び②の合計額に加算される額）	大型・中型	2,850	3,000	-150
	普通	900	950	-50
	特定第一種	1,100	1,050	+50
	大型第二種等	3,150	3,050	+100
③及び④のいずれをも免除される場合（③及び④の合計額に加算される額）	大型・中型	250	100	+150
	特定第一種	100	50	+50